

交野市立保健福祉総合センター自動販売機設置事業者募集要項

令和2年2月18日

社会福祉法人交野市社会福祉協議会（以下「指定管理者」という。）が行う交野市立保健福祉総合センター自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよくご覧になり、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

清涼飲料水

物件番号	所在地	設置場所	外形寸法		台数	最低使用料 (年額/台)	位置図
			幅	奥行			
1	交野市天野が原町 5-5-1	1階エレベーター前	1.00m 以内	0.75m 以内	1台	12,000円	図1
2	交野市天野が原町 5-5-1	1階エレベーター前	1.00m 以内	0.75m 以内	1台	12,000円	図1
3	交野市天野が原町 5-5-1	2階エレベーター前	1.03m 以内	0.75m 以内	1台	12,000円	図2
4	交野市天野が原町 5-5-1	3階エレベーター前	1.03m 以内	0.75m 以内	1台	12,000円	図3
5	交野市天野が原町 5-5-1	4階エレベーター前	1.03m 以内	0.75m 以内	1台	12,000円	図4

※ 自動販売機の種類によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人（民法に定める一定の場合は除く。）

ウ 未成年者（民法に定める一定の場合は除く。）

エ 破産者で復権を得ない者

オ 交野市の指名停止措置を受けている者又は交野市の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者

- (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過しない者を含む。）であること。
- ア 交野市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 交野市が実施した競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が交野市と契約を締結すること又は交野市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第234条の2第1項の規定により交野市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて交野市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 市税に係る徴収金を完納しており、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 自動販売機の設置の許可条件等

(1) 使用料等

①設置の期間

設置の期間は、原則として令和2年4月1日から令和3年3月31日の1年間とします。ただし、公用・公共用としての設置の必要性や設置事業者の設置状況を勘案して支障がないと指定管理者が判断する場合は、当初、指定管理者が設定した公募条件を変更しないことを前提として令和2年4月1日から3年以内を限度に、引き続き設置許可を行います。

③使用料

物件ごとに、設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって使用料とします。なお、使用料について、設置事業者は指定管理者の発行する請求書を受理した日から30日以内に指定管理者に支払ってください。

④その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費、電気使用量を計測するメーター（子メーター）の設置にかかる費用等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、光熱水費についても設置事業者の負担とし、設置事業者は指定管理者の発行する請求書を受理した日から30日以内に指定管理者に支払ってください。電気料金について、子メーターの検針に基づき算出した料金とします。

⑤必須条件

自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に外形寸法を超えないものを設置してください。薄型の機種については、転倒防止対策も併せて行ってください。

設置事業者は、自動販売機ごとに子メーターを取り付けてください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ①自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ②販売品の搬入時間については、指定管理者の指示に従うこと。また、搬入後の廃棄物については、設置事業者が引き取ること。
- ③販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース、スポーツドリンク類の缶又はペットボトルなどの密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収すること。
ただし、物件番号1及び2については、業者ごとの回収ボックスの設置が難しいため、業者間で共通している使用済み容器は、業者ごとの月当番制の調整を行う場合がある。
その場合は、それに従うこと。
- ③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- ⑤自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 設置許可の取消事由等

次のいずれかに該当する場合は、設置許可を取り消すことがあります。

なお、設置許可の取り消しにより設置事業者に損失が生じてもこれを補償しません。

- ①許可物件を公用又は公共用に供するため、必要を生じたとき。
- ②設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を指定管理者に請求することができません。

(6) 損害賠償

設置事業者は、自動販売機の設置等にあたり、指定管理者又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとする。

4 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和2年2月18日(火)～令和2年3月3日(火) 午前9時00分～午後5時30分

(2) 申込受付場所

交野市天野が原町5丁目5番1号

交野市立保健福祉総合センター 1階

社会福祉法人 交野市社会福祉協議会

(3) 申込みに必要な書類(1物件につき、各1部)

①応募申込書(様式1)

※社会福祉法人交野市社会福祉協議会ホームページ(<http://katano-shakyo.com/>)よりダウンロードしてください。

②誓約書(様式2)

※社会福祉法人交野市社会福祉協議会ホームページ(<http://katano-shakyo.com/>)よりダウンロードしてください。

③2-(3)にかかると許認可等の免許証の写し

(4) 申込手続

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参又は受付期間内必着の書留郵便で提出すること。電話、ファックス、インターネット等による受付は行いません。

なお、提出された書類等は返却しません。

5 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 公募物件に対し、指定管理者が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。

なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもとくじにより選定します。

(3) 設置事業者の決定は、令和2年3月9日(月)の予定です。

設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を通知します。

6 設置事業者決定後の提出書類

設置事業者に決定した者は、令和2年3月19日(木)までに、次の書類を提出してください。

併せて、「2 応募資格要件」(6)に記載する税の納付の証明として、市民税又は法人市民税の納税証明書と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から3ヶ月以内のものに限る。)を提出してください。

《提出書類》 ※1物件につき、各1通。

①設置する自動販売機のカatalog (寸法、消費電力の分かるもの)

②証明書類 (発行日から3ヶ月以内のもの)

<法人の場合>法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)、印鑑証明書、納税証明書

<個人の場合>印鑑証明書 (市町村発行)、身分証明書 (本籍地の市町村発行)、納税証明書

7 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

①正当な理由なくして、指定する期日までに書類の提出に応じなかった場合

②設置事業者が応募者の資格を失った場合

8 その他

①書類の提出に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

②応募申込にあたっては、現在設置している自動販売機の清涼飲料水販売価格を現地で確認した上で申込みをしてください。

【募集に関する問い合わせ先】

社会福祉法人 交野市社会福祉協議会 (担当: 辻野)

交野市天野が原町5丁目5番1号 (保健福祉総合センター内)

電 話 072-817-0990

FAX 072-895-1192

e-mail nijimaru@katano-shakyo.com